

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第4項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2024年5月7日

【四半期会計期間】 第32期第2四半期（自 2023年7月1日 至 2023年9月30日）

【会社名】 燦キャピタルマネージメント株式会社

【英訳名】 Sun Capital Management Corp.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 前田 健 晴

【本店の所在の場所】 大阪府中央区北浜二丁目1番17号

【電話番号】 06-4963-3106

【事務連絡者氏名】 取締役 増田 智

【最寄りの連絡場所】 大阪府中央区北浜二丁目1番17号

【電話番号】 06-4963-3106

【事務連絡者氏名】 取締役 増田 智

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

2023年11月14日に提出いたしました第32期第2四半期（自 2023年7月1日 至 2023年9月30日）四半期報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部【企業情報】

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

訂正前

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年7月1日～ 2023年9月30日	-	141,288,093	-	4,418,068	-	4,283,055

訂正後

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年7月1日～ 2023年9月30日	-	141,288,093	-	4,418,068	-	4,283,055

(注) 2022年4月12日付「第三者割当による第13回新株予約権及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行並びに第三者割当契約締結に関するお知らせ」について、下記の通り変更を行うことといたしました。なお、変更理由、内容に関しましては、2023年7月14日付開示の「資金用途の変更に関するお知らせ」から変更はございません。

(1) 変更の理由

当社は、6月29日開催の株主総会で選任された取締役による新経営体制のもと、本日開催の取締役会において今後の事業の方向性について協議いたしました。代表取締役社長の前田健晴より、金融サービス・コンサルティングサービスの事業を行う上で今後当社が注力すべき事業分野として、インバウンド分野、地方創生分野、クリーンエネルギー分野、我が国の技術分野（以下、「注力分野」といいます。）という4つのテーマが示され、注力分野に対する投資活動を行うこととし、当社が発行した第13回新株予約権の行使（以下、「予約権行使」といいます。）により調達する資金の用途を一部変更することといたしました。

(2) 変更の内容

資金用途の変更内容は以下のとおりであります。（変更箇所は下線で示してあります。）

変更前

具体的な用途	支出予定額	支出予定時期
「地方創生・地域活性化」に関する事業への投資資金		
（ ） 函館観光関連事業		
函館山ホテル改装及び備品購入資金	200百万円	令和4年5月～令和6年4月
飲食・物販事業への投資資金	150百万円	令和4年5月～令和6年4月
（ ） 京都観光関連事業		
飲食事業への投資資金	250百万円	令和4年5月～令和6年4月
再生エネルギー関連事業会社への投資資金	100百万円	令和4年5月～令和6年4月
国内不動産投資事業に関する投資資金	250百万円	令和4年5月～令和6年4月
当社グループの既存事業の運転資金	187百万円	令和4年5月～令和6年4月
合計	1,137百万円	

変更後

具体的な用途	支出予定額	支出予定時期
「インバウンド」や「地方創生」に関する事業への投資資金	320百万円	令和5年7月～令和6年4月
「クリーンエネルギー」に関する事業への投資資金	180百万円	令和5年6月～令和6年4月
「我が国の技術」に関する事業への投資資金	180百万円	令和5年7月～令和6年4月
国内不動産投資事業に関する投資資金	100百万円	令和5年7月～令和6年4月
当社グループの既存事業の運転資金	357百万円	令和5年7月～令和6年4月
合計	1,137百万円	

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年11月14日

燦キャピタルマネージメント株式会社
取締役会 御中

柴田公認会計士事務所
大阪市中央区

公認会計士 柴田 洋

大瀧公認会計士事務所
東京都北区

公認会計士 大瀧 秀樹

監査人の結論

当監査人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている燦キャピタルマネージメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2023年7月1日から2023年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、燦キャピタルマネージメント株式会社及び連結子会社の2023年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは、前連結会計年度において、重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、当第2四半期連結累計期間においても、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する四半期純損失を計上している。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査人の結論に影響を及ぼすものではない。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにあ

る。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査人との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。